

常務理事	業務局長	次長	調査役	係長	主任	係

## 返納金返還証明願（労災申請用）

### 【注意事項】

- この証明願で交付する証明書は、労災保険請求の手続きにあたり、当組合が立て替えた労災保険対象の医療費を当組合へ返還したことを証明するものです。  
※その他の手続きには利用できません。
- 当組合へ返還いただいた労災保険対象の医療費については、所轄(勤務先所在地担当)の労働基準監督署に対して労災保険請求の手続きを行うことができます。その際、当組合へ医療費を返還した証明書類として領収書の提出が必要となります。ただし、ATMやネットバンキングで振込みをされた場合は領収書が発行されませんので、その際にご利用ください。  
なお、領収書・返還証明書以外(ATMの利用明細や通帳のコピー等)で対応できる場合もありますので、詳しくは労働基準監督署へご確認ください。
- 受付は郵送およびFAX(03-5925-5311)のみとなります。  
窓口での即日交付は行っておりません。  
証明願が当組合に到着後、約1週間で証明書を郵送いたします。

<「返納金返還証明願」申込記入欄>

記入日 年 月 日

被保険者証記号	フリガナ	
	氏名	
被保険者証番号	生年月日	昭和 年 月 日 平成
住所	〒 -	
電話番号	※平日9時から16時までに連絡が取れる電話番号を記入してください。	返納日 年 月 日
	☎ ( )	返納額 円

受付日付印

<証明願の申請先>



〒169-8516 東京都新宿区百人町2-27-6

関東ITソフトウェア健康保険組合 求償課

( TEL.03-5925-5326 / FAX.03-5925-5311 )